

## 平成 29 年度 第 1 回江別市営住宅運営委員会会議録要旨

日 時 ・ 場 所	平成 29 年 7 月 3 日(月) 14 : 00～14 : 20 江別市民会館 33 号室
出 席 者	委員長／飯塚委員長 委 員／小林委員、藤澤委員、外山委員、櫻井委員、 鎌田委員、本間委員 (傍聴者なし)
事 務 局	建築住宅課長、住宅係長、住宅係主査、住宅係主事
<p><b>建築住宅係長</b> 開会</p> <p><b>建築住宅課長</b> 挨拶</p> <p><b>事務局</b> 委員長の選出をお願いしたい。</p> <p><b>櫻井委員</b> 飯塚委員を推薦する。</p> <p><b>各委員</b> 異議なし。</p> <p><b>飯塚委員長</b> (以下「委員長」) 挨拶</p> <p><b>事務局</b> 以降の議事進行を委員長に依頼。</p> <p><b>委員長</b> 次第 7 の報告事項について事務局から説明願う。</p> <p><b>事務局</b> 資料に基づき、「(1) 市内の住宅状況等」「(2) 住宅使用料滞納整理の状況」「(3) 新栄団地建替事業の概要」について説明。</p> <p><b>委員長</b> 以上の報告について、何か質問等はないか。 (質疑事項無し)</p> <p><b>委員長</b> その他、何か質問等はないか。</p> <p><b>小林委員</b> 新栄団地は 1 棟につき何戸が入居できるのか。</p> <p><b>事務局</b> A、B、C 棟ともに 48 戸が入居可能。C 棟については、現在居住している方に移転してもらい、空きがあれば新規で入居者を募集する。</p> <p><b>鎌田委員</b> 入居時に資格と要件を満たしていれば、入居後に世帯の人数が減少しても住み続けられるのか。</p> <p><b>事務局</b> 名義人が転出した場合や死亡した場合には、同居人への承継の手続きが必要になる。承継の要件を満たしていればそのまま継続して居住することを許可できる。</p> <p><b>委員長</b> 他に何かないか。なければ以上をもって平成 29 年度第 1 回江別市営住宅運営委員会を終了する。</p>	